

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成29年11月29日提出

平成29年11月29日報告

藤岡市長 新井利明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成29年11月14日

藤岡市長 新 井 利 明

記

- 1 損害賠償の額 10,800円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成29年10月2日（月）午前4時頃、藤岡市下栗須442番地6先の市道2448号を相手方が自動車で行中、路面舗装の破損箇所にタイヤが落ちたため、タイヤ1輪に損害を与えたものである。